

令和5年第1回芸西村議会「定例会」議事日程

令和5年3月15日

日程第1 一般質問

招集年月日 令和5年3月15日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	岡村 星弥	○	2	堀川 友久	○	3	坂本 史	○
4	山本 俊二	○	5	濱田 圭介	○	6	安岡 公子	○
7	西笛 千代子	○	8	仙頭 一貴	○	9	小松 康人	○
10	岡村 俊彰	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
総務課長 兼会計管理者	松本 巧	健康福祉課長	都築 仁	産業振興課長	吉永 卓史
土木環境課長	山本 裕崇	企画振興課長	池田 加奈	教育次長	佐藤 大輔
総務課長補佐	池田 豪	健康福祉課長補佐	荒井 祐輔	健康福祉課長補佐	常光 紘正
産業振興課長補佐	長崎 寛司	土木環境課長補佐	山崎 純裕	企画振興課長補佐	岡村 公順
教育委員会課長補佐	岡村 まきみ				

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和5年3月15日（水）

[9:00 開会]

《開会》

○ 岡村 俊彰 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和5年第1回芸西村議会定例会第2日を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第1、一般質問を行います。届け出順に、順次発言を許します。3番坂本史君。

○ 坂本 史 議員

おはようございます。3番坂本です。通告に従いまして、空き家対策について質問します。

平成30年住宅・土地統計調査の調査区をベースとした国土交通省の令和元年度空き家所有者実態調査によりますと、高知県は空き家などの居住世帯のない住宅は、総住宅数の約19%、全国ワースト5位となっております。これは全ての空き家を対象としたものであり、別荘用や貸し家用及び売却用を除いた、いわゆる居住及び使用目的のない空き家、これが最も課題となる空き家ですが、これに関しては、高知県は全国ワースト1位です。もちろん芸西村も例外ではありません。

芸西村では、村民が安全に、かつ安心して暮らすことができる生活環境を確保するとともに、まちづくりの活動の活性化に寄与することを目的として、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成28年度に芸西村空家等対策計画を策定し、最終年度の令和7年度に向けて、調査・対策に取り組んでいるところです。この計画によりますと、平成27年度調査では、空き家数381戸、総住宅数の25.8%と空き家率が高いものとなっておりますが、その後も増加しているものと考えています。

空家等対策の推進に関する特別措置法では、空家等に関する計画的な対策の実施については市町村の責務としていますが、空き家対策につきましても、所得者の協力が得られないものや、協力は得られても金銭面で課題があるもの、また所得者不明のものなど、その調査・対策が難しいことは容易に想定できます。しかしながら、やらなければならない重要な施策でもあります。

そこで、現在の村内の空き家についての調査方法や件数及び対策の状況、中でも倒壊の恐れ等で危険性が高いものなどの状況についてお聞きします。また、空き家対策に関する国、県、村の支援制度及び制度の活用状況についても合わせてお聞きします。

○ 岡村 俊彰 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

おはようございます。坂本議員のご質問に担当課としてお答えいたします。

空き家の件数につきましては、村内を巡回し外観目視になりますが、調査を行っております。令和4年度につきましては、まだ調査中で集計できておりませんので、令和3年度は219件となっております。これは倉庫や事務所なども含みます。平成28年度は186件でしたので増加の傾向です。

対策としましては、空き家を活用できる場合は、村が所有者から借り上げて10年間移住者に貸し出す事業や、移住を対象としたリフォーム事業、活用を促すための空き家バンク登録制度などに取り組んでおります。

活用が困難な倒壊などの危険性の高い空き家につきましては、除却事業に取り組んでおり、それぞれ啓発や周知しております。

倒壊などの危険性の高い空き家の状況につきましては、外観目視の確認だけでは、危険度の判別ができないため、ご相談をいただいたら、立ち入りの同意を得て調査を行い、事業の対象になるか判断し、助言などをしております。

倒壊などの危険性の高い空き家の数は、把握できておりませんが、相談をいただいた中で、倒壊などの危険性の高い空き家で除却事業の対象になると判断した物件は、複数確認しており、危険な状態であることを伝えた上で除却などの対応を勧めております。

除却に関する国、県、村の支援制度の内容や制度の活用状況についてですが、村では老朽住宅等除却事業として倒壊や火災などによる被害の軽減と、避難路の寸断を防ぐ目的に除却工事経費の8割を、167万5000円を上限に補助支援をしております。財源には国及び県の事業を活用しており、国事業では空家対策総合支援事業として2分の1の補助を、県事業では住宅耐震化促進事業として4分の1の補助をそれぞれ受けて実施しております。

実績としましては、令和元年度は7件、令和2年度3件、令和3年度4件、令和4年度は4件の見込みです。相談がありましても、老朽度が低いなどの理由で補助の対象にならずお断りをするケースもあり、件数は大きく伸びておりません。

先に申しました、危険性の高い空き家につきましては、所有者や管理者などに対し、対策をするよう通知や話し合いを重ねており、危険な状態であるとの認識は持っていたいただいているようですが、改善されてはおりません。

所有者、管理者の責務として、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切に管理しなければなりませんので、村としても生活環境の保全を図るため、危険な状態が解消される策を講じるよう継続して助言や指導を行ってまいります。担当課からは以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
3番坂本史君。

○ 坂本 史 議員

吉永課長、空き家についての対策や取り組みの状況等、詳しく答弁いただきありがとうございます。今後ますますの人口減少が見込まれる中、空き家対策の重要性はますます増してくると思います。

最後になりますが、空き家対策に対する村長のお考えをお聞きして、私からの質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 岡村 俊彰 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。坂本議員からは、空き家対策についてご質問をいただいております。まず、現状や制度の運用状況等につきましては、先ほど担当課長のほうからご説明をさせていただきました。

議員のご承知のとおり、近年、適切な管理が行われていない空き家などが、防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしておりまして、高齢化などが進む社会全体での問題としてクローズアップをされております。

こうしたことから、地域住民の生命、身体または財産を保護し、生活環境の保全を図り、合わせて空き家等の活用を促進するために、空家等対策の推進に関する特別措置法という法律が施行されております。その法律によりまして、空き家の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないように空き家等の適切な管理に努めねばならないとされております。

空き家と申しましても、所有者の財産でありますことから、憲法で規定する財産権や、民法で規定する所有権などに基づきまして、その所有者の責任において自主的に管理をするということがまずは原則ですので、いきなり行政が何かができる、解体が行えるということではなくて、まずは所有者が適正に管理すべきものであると考えております。

その上で、行政のほうは、所有者に対し法律によって必要な措置を講じるように助言や指導を行い、改善

が見られなければ、勧告、命令を行いまして、それでも所有者が応じない場合は、最終的には行政代執行という権力の行使になりますけれども、そうしたことで所有者に代わって措置を講ずることが可能となっております。

しかしながら現実的にはなかなか、今言ったようなそのとおりには運んでいかないという問題を抱えておりまして、まず、解体等の費用の負担につきましては、いずれの場合にしましても、当然所有者が負わなければなりませんので、ご本人の資力の問題があります。

そして、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上の恐れがある状態かどうか、また著しく衛生上有害となる状態か、あるいは著しく景観を損ねている状態であるとか、などの判断基準を市町村のほうで設ける必要がございます。これには、建築物に対する知識や、法律に関する知識など専門性の高さも要求されますので、所有者に代わって個人の財産について、直ちに行政が必要な措置に取り組むということはなかなか難しいところがあるというのが現状でございます。

とは言いましても、法律が施行されておりますので、この法律に基づいて、順次対策を進めていく必要があるわけですが、個人の財産でもありますので、まずは所有者が必要な対策を講じていただけるように、行政として粘り強く連絡を取りながら、助言や指導を続けてまいります。

また、高知県や高知県居住支援協議会空き家対策部会などという組織がありますので、そうしたところからご支援やご助言をいただき、手続き等に関する知識やノウハウを身に付けるなど、スキルの向上を図りつつ対応をまいります。

実際に、特に倒壊が危ぶまれる物件は、課長も申しあげましたように、村としても把握はいたしております。今後、どのような手法で進めていけば事態が進展し、具体的な成果につながるかどうかなどにつきまして、研究課題として取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
6番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

おはようございます。6番安岡公子です。通告に従いまして、質問を行います。

まず最初に、学校に行きづらくなったり、教室に入れないうち・生徒の居場所づくりについて今後の方向、とビジョンを問います。12月議会で、不登校児童・生徒の居場所づくりについての質問を行い、教育支援センターの設置を求めました。その中で、教育長から「教育支援センターは、必要であると考えているが、財源や場所、教員の高い専門性が需要で、施設の有る無しにかかわらず、個々に応じたきめの細かい支援が大事だと考えている」との答弁をいただきました。

その後、1月に配布された議会だよりげいせいを読んだ保護者から相談がありました。子どもさんが不登校になり、親も子も疲弊し、つらい日々が続いた。今も乗り切れていないとのことでした。学校関係者、子育て世代包括支援センターC o C o R o、外部などいろいろな人に相談したそうです。その体験の中から、その方は、学校の外にも、いつでも来ていいんだという子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくってほしいと訴えていました。教育支援センターの設置、またはそれに代わる体制整備の声は依然としてあります。学校の外に、安心していつでも利用できる場所があれば、子どもも親も気持ちが楽になり、安心できるのではないかと思います。

県教委は、令和5年度の当初予算に、不登校の未然防止と学校復帰が前提の対策に限界が来ているとして、登校のみを目標としない学校教育課程の在り方を検討する費用を盛り込みました。登校を目標とするこれまでの対策を転換する方向へと動き始めています。

教室に入れないうちが、それぞれのペースで学べる、そんな居場所をどう具体化するかが今後のカギになると新聞にも報道されています。本村の教育委員会も、「教育支援センターは必要とは考えるが、すぐにつくることは考えていない」というこれまでの答弁から一歩踏み出し、つくるためにはどうしたらよいか、その方向性と今後のビジョンを作成することが必要ではないかと思われます。教育長のお考えはいかがでしょうか。

とは言っても、この1、2年ですぐにはできるものでもなく、将来的なビジョンを検討しつつ、当面の措置として、今ある施設、子育て世代包括支援センターC o C o R oや図書館、またはふれあいセンターなどを

位置づけ、大人の見守りの中で子どもが過ごす時間を持てるようにすることはできないでしょうか。これはあくまでも、いろんな方法の選択肢の一つですが、これが可能かどうかを含め教育長のお考えをお聞きします。

次に、相談窓口の周知・改善についての質問をします。子育て世代包括支援センターC o C o R oが開設されて、この3月でちょうど1年となりました。スキルの高い職員の配置により、相談や子どもを含めた保護者同士の交流などにより、子育てに力強い味方ができたと好評です。ただ、職員が常駐していないため、訪問は予約になることが多いようです。予約なしでの訪問の場合は、入り口のブザーを押して、それを役場で受けるようになっていて、それから職員が出てくるようになっていました。今は、リモートワークの時代でもあり、そこに常駐して日常の業務を行い、いつでもどうぞという体制をつくることはできないでしょうか。

また、子育て世代包括支援センターC o C o R oの相談内容は、妊産婦と乳幼児中心と思っている村民が多いようですが、0歳から18歳まで、本人、保護者、祖父母まで幅広く相談を受けることができると聞きましたが、そのことはまだまだあまり知られていません。

また、C o C o R oだけではなく、村民会館の2階に設置されている児童家庭相談室もほとんど知らない人が多いようです。相談の窓口が分かりにくく、そこにたどり着くまでに時間がかかったという声もあります。いろいろな悩みを抱えている保護者や村民が、気軽に相談できるように相談窓口をもっと項目別に分かりやすくできないでしょうか。例えば、役場入り口に案内板を置き、それぞれの行き先を示すとか、また、子育てに関わること、思春期、青年期、親にも先生にも言えないことなどなど、多くを問題別、項目別に具体的な相談例をあげて冊子にするとか、縦割りでなく、子ども、大人、生活全般に関わることの相談先を一覧にして役場のホームページに掲載して、いつでも検索できるようにするとか、各家庭の配布、窓口配布、保護者に定期的に配布するなどです。また、できれば村の相談窓口だけでなく、県やほかの相談機関の連絡先もあればなおよいとは思いますが、いかがでしょうか。

続きまして、3問目です。国民健康保険法による高額医療費の支給方法について質問します。国保の被保険者は、病院での窓口支払いの医療費が限度額を超えた場合、高額療養費の支給を受けるには、役場からの通知をもとに指定された月の1カ月分の領収書をそろえて、役場の窓口へ提出しなければなりません。そして手続きをすれば、その後、1、2カ月後に支給決定通知書が届き、指定の口座に振り込まれるようになっています。領収書の紛失などでそろっていない場合は、その分が対象とならず支給されません。

近隣市町村では、限度額を超えたという通知を受けた最初に、口座振り込みの手続きをしておけば、その後は自動的に振り込まれていると聞きます。先日も、ビニール袋へ領収書を入れて窓口提出をしている人を見掛けましたが、何カ月も前の領収書を探して持ってくる手間や、職員がそれを点検する事務の軽減を考えると、早急に改善することが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。以上、お尋ねします。

○ 岡村 俊彰 議長
池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

おはようございます。安岡議員からは教育支援センターの今後の方向性についての質問をいただきましたので、お答えいたします。議員の質問にもございましたが、教育支援センターに関する質問は、先の12月議会でも質問をいただきまして、答弁として、「当村で、直ちに、教育支援センターの設置をすることは、考えておりませんが、近い将来には、設置の必要性のある施設だと考えております」とお答えいたしました。加えて、「重要なことは、教育支援センターという施設の有り無しにかかわらず、いかに、それぞれの子どもたちの状況に応じた、きめ細やかな、支援を行っていくかであると考えております」とも答弁いたしました。

この3カ月で、その考え方は変わっておりませんが、学校の外に教育支援センターをつくってほしいという声のほうが、保護者から多数あるということでございますが、国の動きとしまして、来月4月1日には、子ども家庭庁を発足させ、各市町村においては、子ども家庭センターを令和6年4月の設置に努めることとするというようなことを国は示しているようでございます。それに伴う支援体制の中には、家や学校以外の、子どもの居場所づくりも含まれているようでございますので、教育支援センターの設置につきましては、これらの動きも勘案して、検討していく必要があるのではないかと考えております。

今後の方向性として、当面は、現状のとおり、個々に応じた支援を行いつつ、教育支援センターの

設置について、メリット・デメリットがそれぞれあるかと思っておりますので、早い時期に、学校・母子保健・児童福祉部門などを交え、協議を行っていきたくと考えております。

2点目の当面の居場所として議員から提案ございました図書館については、開館時間内であれば利用が可能ではないかと考えております。子育て世代包括支援センター、ふれあいセンターは、所管が違いますので私のほうからの答弁は控えさせていただきます。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

おはようございます。安岡議員の一般質問にお答えします。

まず、1点目の当面の措置として、子育て世代包括支援センターC o C o R oとふれあいセンターが利用できないかということですが、子育て世代包括支援センターにつきましては、子育てに悩む保護者、またいろいろな悩みを抱えている子どもたちが気軽に立ち寄り、相談や心配ごとなどを気軽に話せる場として活用していただくことが可能と考えます。

あったかふれあいセンターや各ふれあいセンターにつきましても、もともと誰もが気軽に集い、日常生活の相談や見守り活動も行っておりますので、気軽に立ち寄っていただけますが、他の利用者もいることから、プライバシーへの配慮や他人の目が気になる場合には、利用しにくい場合もありますので、個々のご家庭の状況に合わせて、利用を検討していただければと考えます。

続きまして、2点目の相談窓口の周知・改善についてです。相談窓口が分かりにくいとのご指摘につきましては、現在、各担当者がそれぞれの相談業務ごとに、チラシを作成したり、またホームページ等でも広報しております。

しかしながら、ご指摘のように、さまざまなお悩みや相談事について、一目で分かるようなものは作成できておりませんので、今後、各担当者とも協議し、相談先を取りまとめた標示の仕方や分かりやすいホームページでの広報などについて検討・改善していきたいと考えております。

また、子育て世代包括支援センターや児童家庭相談室の広報や周知方法等についても、見直しできるところから取り組んでいきたいと考えます。

もう1点です。包括支援センターC o C o R oへの職員の常駐はできないかということですが、昨年3月のセンター開設以降、職員は常駐しておりません。センターご利用の際は、事前にご連絡いただくか、入り口に設置しております呼び鈴を鳴らしていただきますと、庁舎でも分かるようになっており、保健師がセンターで対応するという形で現在は運用をしております。

ただ、呼び鈴を押すのは敷居が高いとか、いつ来ても不在なのか、などのご意見もあり、常時職員がいることを望む声もあるとは思いますが、当村の人口規模や職員配置、業務内容等の関係上、限られた職員が複数の業務を兼務し、また担当が不在の際には、係内で協力しながら業務を行っている現状や保健衛生業務などの専門的な知識が必要な業務では、1人だけで業務にあたるのではなく、複数の職員で情報を共有し、個々のケースについての話し合いを行いながら業務にあたっておりますので、センター業務を行う専門の職員を配置することは現状では困難というふうと考えております。ですが、そういった声も一定あることは承知しておりますので、今後、改善できるところは改善し、親しみやすい窓口として、村民の皆さまに認知していただけるよう努力してまいります。

それでは、3点目の国民健康保険法による高額療養費支給方法について、担当課のほうからお答えします。国民健康保険の高額療養費の支給申請手続きにつきましては、議員もご存じのように毎月、領収書をそろえて窓口へ申請していただきますと、約2カ月後に高額療養費が振り込まれることになっております。

この運用につきましては、令和3年3月17日に施行されました国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令により、市町村の判断によって支給申請手続きを簡素化できることになっているところですが、議員ご指摘のとおり、高知県内でも各市町村の判断で簡素化に取り組んでいるところではありますが、その実施状況につきましてはさまざまで、こちらで把握している限りでは、10の市町村が実施していると聞いております。この取り組みにつきましては、後期高齢者医療制度と同様に、実質的な申請は初回時のみとなり、役場の窓口で毎月申請するという被保険者の負担の軽減や、受け付けた申請書と領収書を確認するという事務負担の

軽減に資する一方で、滞納者との接触機会が失われることや、レセプト情報のみで支給額を決定することとなるため、窓口での一部負担金を支払っていない場合にも、高額療養費を支給してしまう可能性があること、世帯主の死亡等による資格喪失の把握が遅れ、振り込みができないことや高額療養費支給申請書の記載項目とレセプトを突合することによる、記載誤りを発見できる機会が失われることなどから支給申請の簡素化を現状では実施しておりませんでした。

しかし、これまでも高額療養費の対象となる方が、医療機関の窓口での一部負担金を支払っていない人はほとんど見られないことや、滞納者との納税交渉についても、過年度だけでなく、現年分の滞納についても、安芸租税債権管理機構に移管することで、収納率の向上につながっており、今後の被保険者の負担の軽減、また職員の事務負担の軽減など総合的に判断し、現在、支給手続きの簡素化に向けて準備を進めているところです。

申請手続きの簡素化を希望する申し出の際に、振込口座を指定いただければ、毎回の領収書を添えての申請は不要となり、高額療養費支給の対象となった場合には、おおむね2カ月後に自動的に指定の口座に振り込まれることとなります。

開始時期につきましては、この場ではっきりとは申し上げられませんが、国保連合会との調整や、事務作業についての確認等の準備が整い次第、できるだけ早い時期に実施できるよう、担当に指示し準備を進めておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
6 番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

再質問を行います。教育支援センターは早い時期の検討ということで取り掛かっていただけると期待いたします。学校に行きづらくなったり、教室に入れない児童生徒の保護者は、まず第一に子どもが安心して過ごせる居場所はどこかということで探します。そして、別教室なり、保健室なりへ行けだして、居場所が安定してくると、次に学力、つまり学習の遅れをどのようにして子どもに取り戻させるのかを心配し、合わせて将来への展望が持てないことへの苦悩を抱えています。これは、子どもも同じであると考えます。

タブレットやオンライン、またはドリルで自分で学習といっても、なかなか自主学習は難しく、進み具合も分からないし、やはり大人目や指導が必要ではないかと考えます。例えば、学校には行けないが、図書館に行くことができるようになった場合、学習支援員が付いて指導が受けられるようにすることも一つの方法ではないかと考えます。具体例として、教育委員会に職員を1人置き、日常は委員会の中で業務をし、子どもが出てきた時点で学習指導に入ることも考えられます。学校へ戻る道、戻らない道、どちらを選んだとしても、子どもに学力をつける、このことがいずれは社会へ踏み出さなければならない子ども自身の力の源になるのではないのでしょうか。具体的な検討に入り、何らかの道筋をつけられないものかお聞きします。

次に、子育て世代地域包括支援センターC o C o R oへの職員の常駐の件ですが、先ほどの答弁で常駐はなかなか難しいということが、相談業務には職員の集団の力が大切にされており、ここだけに人を配置することはなかなか困難だということはよく分かりました。

また、相談窓口の改善も、親しみやすい窓口を目指すということで、前向きに検討していただけると期待しております。

そこで、村長にお尋ねします。将来的なビジョンの話になりますが、保健センターを拡充して職員を増やし、保健業務を充実させ、そこに職員が常駐する相談機関を設置するという、その構想はできないかをお伺いします。

最後に、国民健康保険法による高額療養費の支給方法についてですが、改善の方向で検討が進んでいるという前向きな答弁をいただきましたので、できるだけ早く実現させ、住民の利便性を図っていただきたいと考えます。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

安岡議員の再質問にお答えいたします。安岡議員からは、図書館に行けるようになった場合、学習支援員を付けることができないでしょうかとの趣旨の再質問だったかと思えます。その中で、具体例として教育委員会の職員を1人置いてはどうかとご提案いただきましたが、人事に関することですので、この場で答弁は控えさせていただきますが、私は、それぞれの児童生徒への対応として、それぞれの児童生徒の状況に応じたきめ細やかな支援を行っていくことであると考えますので、その児童生徒の支援方法として、図書館において支援員による支援を行っていくとなった場合には、支援員を配置する努力はしていかなければならないと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

安岡議員からは、児童生徒の居場所づくり、そして相談窓口の周知・改善、国保の高額療養費の支給方法についてご質問をいただいております。その中で、相談窓口の周知改善について、将来的な展望としてはどう考えるのかというようなご質問だったと思えますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

子育て世代包括支援センターへの職員の配置につきましては、現状と課題につきましては担当課長から答弁をさせていただきました。

国におきましては、令和4年の改正児童福祉法によりまして、市町村において、児童福祉における子ども家庭総合支援拠点と母子保健における子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で、組織を見直して、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関、こども家庭センターを令和6年4月の設置に向けて努めることとされております。

これによりまして、こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の業務は、同一の場所で実施することが望ましいとされておられまして、センター長を配置することなどが想定されておりますけれども、ちょっと確認をしてみますと、詳細につきましては、国においてもまだ調査研究中ということですので、村においては、それを受けての具体的な検討にはまだ至っておりません。

ただ、今回の児童福祉法の改正は、近年の虐待相談対応件数の増加、そして子育て世帯の負担等を踏まえまして、家庭への支援を強化して、虐待の発生を未然に予防するため、こども家庭センターの設置や子育て家庭への支援サービスの種類・質・量の充実を図ることとしており、市町村の役割が一層重要となっております。

村としましても、こうした法の趣旨というものをしっかりと理解をして、支援が必要な方々に漏れなく支援が提供できるような基盤整備を進めていくとともに、国の詳細が明らかになってきましたら、こども家庭センターの設置も合わせて検討する必要があると考えております。

また、将来的な考えはとのご質問でありましたので、ちょっと現時点では、まだ何も決まっていないところですが、人口規模が似ている町村や、先駆的に取り組まれている市町村などの事例も参考としながら、その業務がどれだけ多忙で、朝から夕方までの業務量はどれだけあるのか、あるいは、他の職員との連携は随時取れるかどうか、そして手が空いている時は、ほかの職員と他の業務にもあたることができるかどうかなど一つ一つ具体的に煮詰めていく必要もあると思えます。その上で、例えばという前置きが入りませんが、高齢者の包括支援センター業務やこども家庭センターなどの業務を集約をして、保健センター内に職員を配置をして、業務を一体的に行うことなども選択肢に入れながら、村の実情や住民の皆さまのニーズに沿ったあり方を総合的に検討していかなければならないと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

6番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

ありがとうございます。3問ともに、前向きな検討をいただきました。今後の方向とビジョンを期待しております。どうもありがとうございます。以上で、私の質問を終わります。

○ 岡村 俊彰 議長
4 番山本俊二君。

○ 山本 俊二 議員

おはようございます。4 番山本でございます。通告書に従いまして、質問させていただきます。

まず最初に、現在、世界中が地球温暖化による異常気象に見舞われ、干ばつや台風、想定外の大雨による河川氾濫等が多く、全国各地で被害が起こっております。台風や大雨に関しては、気象庁発表による台風進路や線状降水帯の予測などで、事前の準備が少なからず可能となっております。

当村もこれまでに、平成元年や平成 16 年、それ以降も大雨による甚大な被害に何度か遭っております。そこで、これまでの大雨被害の陰に隠れているというのか、村内山沿いの砂防施設のない小さな谷は、土石が流れ込み排水施設が途中で寸断し、機能が全く発揮されていない箇所がいくつか見受けられます。

現状のままだと、ますます土石が堆積し、周りの土地に雨水が流れ込むことで順次崩落し、大げさに言えば谷全体が自然ダムにでもなれば、土石流が発生することも懸念されます。また、これが原因で本来は排水が流れる流域ではない道路や、下流の耕作農地が侵食されたりして、道路の路肩の崩壊や陥没、また家屋などにも新たな災害が発生する恐れもあります。

災害が懸念される小さい谷は点検し、把握をされているのでしょうか。また、今後どのような対策を考えておられるのかお伺いいたします。

次に、耕作放棄地問題についてお伺いいたします。これは以前にも質問が出ていまして、平成 23 年 3 月の質問では、「当時の圃場整備区の面積は 275 ヘクタール、内耕作放棄地が 6.4 ヘクタール、放棄地率は 2.3% で県平均をかなり下回っている。しかし、病害虫の発生、雑草の繁茂、排水路管理への障害など、近隣の農家に多大な悪影響を与える原因になり、迷惑この上ない存在であるので、村が地権者の承諾を得て、雑草の刈り取りをしてはどうか。住宅地近くの放棄地の雑草により健康被害などもある」とあります。平成 27 年 6 月にも、「近隣住民に健康被害など迷惑が掛かっている」とありました。

近年は、耕作放棄地と荒廃農地とが区分されているようで、農林水産省は、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において、荒廃農地とは、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地」と定義される現地調査の結果で、耕作放棄地とは、5 年に 1 度調査が行われる農林業センサスで定義されている用語で、「以前耕作されていた土地で過去 1 年以上作付けをせず、この数年の間に再び作付けをする意思のない土地」であり、農家の耕作意思の調査結果だとなっております。

そして、現状、圃場整備区内に荒廃農地があります。本来あってはならないと思います。過去の当村の耕作放棄地がどちらに分類されていたのかは分かりませんが、要は荒廃農地とならないように、耕作放棄地のうちに早く対応し、担い手の方も出てくるような対策など協議・検討がされていくべきだと思うのですが、耕作放棄地の面積は以前と比べて現状どうなっているのか。

また、現在ではどのような検討がされ、どのような対策がされていたのか進捗状況など、そして、今後の荒廃農地の解消に向けた方策と、新たに出てくるであろう耕作放棄地対策についての村としての考えをお伺いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長
山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

おはようございます。山本議員の 1 点目のご質問について土木環境課からお答えいたします。

議員のご質問の点検・把握につきまして、大雨や台風の被災後は、道路や主要な水路の点検は行っております。村道沿いの水路は、損傷等があれば比較的早期に発見と対応ができますが、山道や利用の少ない道、暗渠や全ての構造物については、点検・把握に至っておりません。

構造物の損傷や土砂の堆積については、日頃の様子の変化を把握しやすい地域住民の方からの通報や連絡によって把握するのが多い状況です。

大雨や台風の被災後の点検につきましては、道路沿いの水路で、水路の越水跡や水路の流れを阻害する流木等の有無など点検方法の工夫や点検範囲を広げることは可能と考えておりますので、点検・把握の充実拡大に努めてまいります。また、土砂が堆積しやすい場所や損傷しやすい箇所についても点検を行い、必要に応じて早期の対応に努めてまいります。

なお、山に囲まれた箇所や利用者の少ない部落道周辺などについては、村の点検が行き届かない場合もありますので、日ごろの様子や状態の変化を把握しやすい地域住民の方からの連絡をいただきながら把握してまいります。

対策につきましては、土管や水路の土石については、村が行う場合や、地域住民や受益者が補助金を活用して行う場合がありますので、それぞれの状況によりまして対応してまいります。

○ 岡村 俊彰 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

山本議員の耕作放棄地対策のご質問に担当課としてお答えいたします。

耕作放棄地の面積の推移につきましては、遊休農地調査を行っておりまして、主に圃場整備地区の数値にはなりますが、直近の令和3年度には2.1ヘクタールで、5年前の平成29年度は1.7ヘクタールとなっております。年により増減はありますが増加している傾向です。

これまでの検討や対策、その進捗につきましては、10年ほど前にはなりますが、耕作放棄地再生利用緊急対策事業に取り組み、荒廃した農地を再生し、ハウスの改修や建設を行い園芸作や露地作物の耕作を再開した例がいくつかあります。

農業委員会では毎年農地パトロールを行い、農地の現状について確認しております。

芸西村の農業振興地域は、ゴルフ場を除く全域となっておりますが、山間部の農地は林地化が進むなど、農地への回復はできないため非農地判断している状況です。これ以上耕作できる農地を減らすことがないように、平野部の圃場整備地区を中心に、守るべき農地として重点的に確認しております。

耕作放棄地対策は、遊休農地の発生防止・解消として農業委員会の中心的な活動に位置づけられて取り組んでおります。

現地確認や情報収集・情報提供、相談などにより耕作放棄地の防止や解消に努めておりますが、近年担い手不足などにより耕作されなくなり、管理に困る所有者からの相談も増えてきており、売買や貸借のあっせんを依頼されることも多くなってきています。そうした際は、対象農地の近隣の所有者や耕作者に意向を聞くなどして耕作者を捜し、防止や解消に努めております。

また、苦情や相談があった際には、現地を確認し聞き取りを行い、権利者を特定して、適正に管理されるよう通知し、指導や助言を行っております。

今後の荒廃農地の解消策と新たな耕作放棄地対策はどの質問につきましては、先ほど申しました農業委員会の活動が主になりますけれども、農地パトロールなどの現地確認、情報収集のほか相談の機会を増やすなど、これ以上遊休農地を増やさないように強化してまいります。

また、人・農地プランという地域の農業や農地を誰がどのように管理・耕作していくのか、農村、農業の将来の計画を作成する業務もあり、農地の所有者、耕作者に呼びかけして話し合いをしております。そうした機会を利用して、遊休農地の確認やどのように解消するか、遊休農地になる恐れがあることなどを話し合いにより解決が図られればと考えております。

そのほか、老朽ハウスがあり、再利用が可能な場合であれば、園芸用ハウス整備事業の流動化区分で中古ハウスの改修が可能ですし、県の事業であります。圃場整備地区内のハウスのある荒廃農地について、ハウスを撤去し耕作を再開するための補助事業も検討していると情報を得ましたので、そうした事業を活用しながら耕作放棄地の解消に努めてまいります。以上になります。

○ 岡村 俊彰 議長

4番山本俊二君。

○ 山本 俊二 議員

ちょっとすみません。失礼いたしました。再質問させていただきます。

○ 岡村 俊彰 議長

山本君。マスクを。

○ 山本 俊二 議員

小さい谷の件ですが、これからは、山林は所有者の無関心による放置や、世代交代などが進んでいくと、堆積した土石の浚渫の対象地となる土地の境界、また所有権や相続権が誰になるのか分からないことがでてくるのではないのでしょうか。

災害復旧は、あくまで事後のことだと思いますが、場所によっては雨水の多く集まる場所もあります。そういう場所は、把握はできていると思いますので、事前に災害範囲を拡大させないように村が対応していくべきではないのでしょうか。お伺いをいたします。

次に、耕作放棄地問題については、現状の荒廃農地は、野生動物のすみかとなっており、ごみが投げ込まれ火事の懸念もされております。

解消に力を入れていただきまして、後継者、担い手につないでいくには、地権者の方にも協力をお願いして、何とか解消に向けていくべきだと思います。そのことについてお伺いをいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

山本議員の再質問にお答えしたいと思います。地域にある谷とかっていうところは、地域の方が状況は詳しいと思いますので、お話を伺いながら点検の把握に努めてまいりたいと思います。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

山本議員からは山からの土石の管理、耕作放棄地対策についてご質問いただきました。現状や今後の対応等につきまして、それぞれ担当課長から答弁をさせていただきしたけれども、私のほうからも補足的な部分も含めて答弁をさせていただきます。

議員がご懸念されているような土石の流出や閉塞により、機能を果たしていない箇所につきましては、残念ながら人的・物理的な問題もございまして、日常において全ての箇所を網羅的に確認・点検ができているという状況にはございません。

課長答弁にもありましたが、現在の運用は、大雨や台風の被災後の道路や道路側溝、主な水路等の点検については、和食、西分、馬ノ上地区にそれぞれエリアを分けまして、職員が10人程度で手分けをして、被災状況や施設の異常などの点検にあたっております。その際に異常があれば、土砂や雑木の撤去、そして土嚢等で応急対応する場合などがあります。また、大雨時に住民の方から連絡をいただいた場合は、職員を現地に向かわせて、状況の把握等に努めております。

議員ご指摘のとおり、土砂崩れを未然に防ぐためにも点検や異常の発見というのは大変重要でございますので、点検範囲の拡大や水路等の異常などには、さらに細心の注意を払いながら点検を行ってまいります。

今回、議員ご指摘のように、土砂崩れ等を未然に防ぐ上でも、その機能を果たしていない、例えば、水路等の損傷や川の法面の崩落、そして土砂の堆積の早期把握及び早期の対応というものは、大変重要なことであります。このような水路等の異常につきましては、申し上げました役場の巡回・点検で確認できていないことも現実的には多くあると思いますので、日頃の様子や変化を把握しやすい地域住民の方からの情報提供なども大変ありがたいものです。

ちなみに、最近では地域の方からの情報提供によりまして、県と協議を行った結果、長谷地区では、土砂

災害を防ぐ事業として急傾斜地崩壊対策事業で、擁壁の整備を行うことになりました。このように情報提供によりまして、大規模な対策の工事なども実際の実施につながったという例もございます。

役場もこれまで以上に努力が必要だとは思いますが、地域の皆さまにも改めてご協力をお願いしながら、防災対策を進めていきたいと考えております。

次に、耕作放棄地の問題につきましては、農業を基幹産業とする本村にとりまして大変重要な課題です。

農地法におきましても、農地の権利を有する者の責務として「農地の適正かつ効率的な利用を確保するようにならなければならない」と定められておりまして、基本的には、個人が管理すべき財産であり、所有者や耕作者に、その責任が問われることは、先に質問のありました空き家の問題と同様の部分があるかと思えます。また、農地については、なりわいのことですので、収益に直結し、生活がかかってくる問題ですので、住宅のこと以上に敏感に捉える方もいらっしゃると思えます。

課長答弁にもありましたが、以前は、国や県で耕作放棄地を解消する直接的な補助支援があり、解消に向けて積極的に取り組んでまいりましたが、現在は、当時のような該当する補助制度も見当たらないということですので、解消に直接的に作用できるような事業には取り組めていないのが現状であります。

一方で、補助支援による解消策とは別に、数年前から、芸西米ブランド確立支援事業を立ち上げまして、芸西米をブランド化して価値を高めながら販売・流通するための米を栽培し、耕作放棄地の解消にも取り組む事業者を支援をさせていただいております。おかげさまで、ふるさと納税の取り組みが好調に推移しておりますので、その中で返礼品としても取り扱いつつ、また販売することでも農家の収益向上につながれば、水稻の作付けも広がる可能性があると思えます。作付けの面積が維持・拡大できれば、結果として耕作放棄地の解消が図られるとともに、水田の持つ保水機能が高まり水害対策としても期待できますので、積極的に活用もしていただけたらと考えております。

耕作放棄地の防止対策は、課長答弁にもありましたが、農業委員会の活動を中心にしながら、そして、高知県農業公社が行っております農地中間管理事業を積極的に活用して、耕作者を広く募集することで農地の利用促進につなげるなど、高知県や農業会議等の関係機関と協力しながら今後も取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

暫時、休憩します。

[休憩 10 : 05]

○ 岡村 俊彰 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

[再開 10 : 14]

7 番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

おはようございます。7番西笛千代子です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、ごみの分別についてお伺いいたします。五十音別のごみの分別一覧表が全戸配布してから、何年もたっております。私事ですが、自分の部屋を片づけをする時に、この一覧表が大変役に立ちました。もう手元にはない人もいます。現在、仕分けや収集日の変更もあるかと思いますが、改訂版の全戸配布を考えているのでしょうか。

また、今では、スマートフォンを使う人が多くなっておりまして、アプリやホームページにて検索できると便利になると思いますが、導入についてもお聞きいたします。

この一般質問をするにあたり、他の自治体のことも調べましたが、安芸市や他の自治体でもホームページで検索できたり、香南市ではLINEにてゴミの分別の検索ができ大変便利だと思えました。また、県外の自治体では、女性起業家が作ったごみアプリを利用したり、自治体独自のごみ分別アプリを作っているところもあります。

手軽にゴミの仕分けが分かるようになり、きちんと仕分けができれば、仕分けできていないために収集されないごみの軽減にもつながると思えます。

また、収集を委託してある事業所から、ごみステーションの状況について聞いていることはあるのでしょうか。村内には、多くの海外からの研修生が来ております。一概には言えませんが、研修生の住む地域のご

みステーションで、分別が乱雑で住民の方から、「何とかできんやろうか」との声も聞いております。日本語の分からない研修生に対しての対応をどうしているのか、またどうしていくのかをお聞きいたします。

令和4年6月定例会の一般質問において、岡村俊彰議員よりごみステーションへのごみ出しルールの周知徹底の質問があり、ほかの自治体のごみ袋が置いてある状況が質問の中にもありました。担当課長のお答えによりますと、「周辺地区以外のごみが出しやすい状況にある所では、注意喚起の張り紙や看板の設置もしていく」とのことでした。

また、研修生の問題には、「研修先の協力を得ながら周知を図っていき、複数の国から転入しているので全ての言語には対応は困難だが、今後は可能なものから取り組んでいきたい」とのことでした。私の友人宅でも研修生を受け入れておりますが、聞いたところ、生ごみは研修生に出してもらっており、その後のごみは研修生の受け入れ農家のその方が、分別して出しているとのことでした。それぞれの受け入れ先のご事情もあるかと思いますが、現在の状況と、これからの問題をどう解決していくのかお聞きいたします。

地区外の方の不法投棄、厳密に言えばごみステーションに出しているのが不法投棄とはならないかもしれませんが、地区外のごみ投棄禁止の立て看板の設置をしてもよいのではないかと考えますが、村の考えをお聞きいたします。

次に、コミュニティ・スクールについてお伺いいたします。2月7日付けの高知新聞にて、学校運営、住民参加が広がるとの見出しの記事がありました。地方教育行政法の改正により、2017年に各校への学校運営協議会の設置が努力義務になり、昨年県内の設置率は5割を超えており、2023年には9割に達する見通しであること。学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりのための協議会ですが、本村のコミュニティ・スクール及び学校運営協議会のこれまでの経緯、現状、もしあれば今の課題についてお伺いいたします。以上、よろしくお伺いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長
山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

ごみの分別につきまして土木環境課のほうからお答えさせていただきます。まず、改訂版の全戸配布についてでございます。ごみの分別一覧表は、平成27年に作成しまして7年を経過しております。その間、モバイル型のバッテリーが収集できないものに追加されるなど、掲載されていない品目もありまして、見直しを行っております。改訂版の全戸配布につきましては、配布時期も含めまして検討はしてまいります。なお、現時点での一覧表を希望される場合には、個別に対応はさせていただきます。

次に、スマートフォンを使つての検索ができるとすれば便利になると思うが、導入についての意向はということですが、村のホームページへの記載につきましては、可能と考えておりますので閲覧できるように進めてまいります。また、偶数月月末に全戸配布しておりますお知らせカレンダーに、その日に収集するゴミの種類を掲載しておりますので、その紙面の一部にゴミ分別一覧表のQRコードなどを掲載するなど、すぐ検索できるような取り組みも進めていきたいと思っております。ご提案のありましたアプリの活用につきましては、導入方法であるとか、利用方法、管理方法など不明な点もございますので、今後研究していきたいと思っております。

次に、収集を委託している業者から、ごみステーションの状況について聞いたことがあるか。また、日本語の分からない研修生に対して対応をどのようにしているか、どのように行っていくのかというようなご質問にお答えします。

ごみステーションの状況につきましては、委託業者からの情報や、担当職員において巡回パトロールを行い、分別ができていない袋に貼紙をするなどの対応を行っております。

外国人対応につきましては、令和4年6月議会の一般質問でお伺いしておりまして、その後の取り組みをご説明させていただきます。芸西村の外国人人口は、令和5年2月末時点で9カ国、112人となっております。内訳としまして、ベトナムが最も多く59人、次に中国が30人、次にインドネシア10人と以前からベトナム人と中国人が多いことから、ベトナム語と中国語の「ごみの分け方・出し方」のポスターを作成しまして、転入時にお渡しするようにしております。日本語の分からない研修生に対しては、転入手続きの際に、

研修先の方が同行することが多いので、研修先の方にもご協力をいただきながらごみ出しのルールについて周知に取り組んでまいります。

次に、「地区外のゴミ投棄禁止」の看板の設置についてでございます。村にも、「地区外の方がごみ出しルールを守れていない」とか「地区外の方がごみ出しをしてステーションにごみが置けない」などの連絡があります。村としましては、ご事情をお伺いしまして「住んでいる近くのごみステーションをご利用ください」などの、地域外の方がごみを持ってこないような注意喚起の張り紙や看板の設置等対応を行っております。

今後も部落等のご要望によりまして張り紙や看板の設置を行うとともに、注意喚起の内容につきましては今後も検討していきたいと思っております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

西笛議員からのコミュニティ・スクールについてお答えさせていただきます。令和5年度から全国的に導入が努力義務化されるコミュニティ・スクールについて、当村では準備期間を2年間とし、令和3年度に導入準備会を行い、保・幼・小・中合同のコミュニティ・スクール組織化の決定や、次年度に検討すべき内容を協議しました。

令和4年度には、コミュニティ・スクール推進委員会で、学校運営協議会規則や結成組織案、5年度の検討計画、さらには全体目標とする「芸西村がめざす子ども像」への取組内容を検討しました。

このコミュニティ・スクールは制度周知が大事だと考えており、内容をまとめた冊子を3月末の広報配布や保護者情報ネットワークでの配信を予定しています。コミュニティ・スクールの本来の目的である、地域が協働で子どもを育てていくための取り組みを理解してもらえようホームページでも掲載しております。

今後は、コミュニティ・スクール内の学校運営協議会を中心に、学校方針の承認や活動報告、課題や地域支援活動などを協議し、子どもたちの教育について保護者、地域が連携していくようになります。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
7番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

土木環境課長からの、これからしていただけることを聞いて、芸西村のごみステーションがこれまでに以上きれいになっていけばいいなと思いました。

コミュニティ・スクールについての知識としては、私あまり今まで、子育ても終わってましたので関心はなかったですけれども、この質問をする上で、大変、芸西村の子どもたちがすくすくと育っていくことに対して、この機関が大変重要になっていくかと思えました。それにつきまして、教育長について、教育長はコミュニティ・スクールに対してどういうお考えなのかを聞いておきたいと思っております。

○ 岡村 俊彰 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

西笛議員からは、ごみの分別について、そしてコミュニティ・スクールについてご質問をいただきました。担当課長、教育次長から答弁がございましたが、私のほうからはごみの分別について多少補足的、重複する部分がありますけれども、お許しいたしまして、お答えさせていただきます。

まずゴミステーションにつきまして、ごみの分別やごみ出し日、ごみ出し時間を守るなどのほか、地域住民の清掃等のご協力によりまして、衛生的に保っていただいております。村としましては、ごみ出しルールが適切に守られるように、ごみ出し日の広報やステーションの看板設置などを行っているところでございます。

議員ご指摘のアプリも含めましてスマートフォンを利用した議員のご提案というのは、大変重要であると

私も受け止めております。課長が答弁をいたしましたように、少し研究はさせていただきたいと思っておりますけれども、アプリでなくても、これも課長答弁にもありましたが、例えばQRコードを読み取ることでごみの分別等が簡単に分かれば、利便性そのものは格段に高まると思っておりますので、有効な方法を検討してまいります。

また、外国人のごみ出しについては、文化や風習の違いで理解が浸透しぬくい部分もあるかと思っておりますけれども、近隣市町村の情報も収集しながらルールへの周知に努めてまいります。

特に、議員がご指摘のアプリなどにつきましては、全国的にいろんな分野でデジタルの活用というもの言われておりますから、若年層、若い方にとっては非常になじみ深いものでもありますし、また、どんどん増えてくる高齢者の方々が非常に使いやすい、デジタルを使いやすい、なじんでいただけるようになっていくのが非常に大きな課題だと思っております。そうしたように、デジタルが溶け込んでいくような世の中になっていかなければならないと思っておりますので、それも合わせまして研究を進めていきたいと思っております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

西笛議員の再質問にお答えいたします。教育長がコミュニティ・スクールについてどう考えるかという再質問だったかと思えます。

これからの学校教育は、変化の激しい社会の動向にしっかりと目を向け、学校の教育課程を工夫し、子どもたちの未来を見据えた教育活動を展開する必要がございます。これまでも「地域に開かれた学校づくり」を実践して参りましたが、2020年度から新学習指導要領では、さらに一步踏み出し、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を、学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながらの未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて進んでいかなければなりません。

そのためには、社会総がかりで子どもたちを育む体制をつくっていく必要がございます。その取り組み組織としてコミュニティ・スクールがあると思えます。

一般的にコミュニティ・スクールの協議組織、学校運営協議会は、各学校に一つずつ設置するとされておりましたが、村としては、かねてより保幼小中での連携教育を進めてきているため、学校運営協議会も保幼を加えた保幼小中合同の組織として設置することが推進委員会で決定されております。

これにより、15年間の子どもの育成を共有し、学校運営の承認、課題や必要な地域支援について協議していくこととなります。その中で、地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民と共有し、一体となって子どもたちを育む「地域と共にある学校」へ転換していくとしております。

芸西村が目指す教育ビジョンは「ふるさとを大切に作る心豊かに芸西村の未来を切り拓く人づくり」であります。それを実現するために子どもたちに必要な力は何かを、全教職員をはじめ保護者、地域団体など多くの方と討議を重ねてまいりました。その結果、村の子どもたちに身に付けてもらいたい6つの力を絞り出し、具体的に取り組む内容について、全保護者や地域関係者にアンケート方式で参加をしていただきました。これにより、学校と方向性を合わせ、一体となって子どもたちの成長に関わっていくんだという意識の拡大につながることを考えております。

小学校では、令和4年度に引き続き5年度も、県教育委員会から「中山間における特色ある学校づくり」の指定を受けており、総合的な学習の時間を利用して、「地域の人・地域のもの・地域のこと」に触れ、主体的、対話的に学び、郷土への愛着を持つ機会となっております。そこでの大人との関わりが、この先、子どもたちの夢や未来に大きく影響してくると思えます。

義務教育を修了しましても、学びは生涯にわたって続いていくものでございます。この15年間で必要な力をしっかりと身に付け、さらに高校、大学などで大きく飛躍し、ふるさと芸西村に貢献したいと思える人材を育てていく教育が「学校を核とした地域づくり」につながっていくと考えております。

今後は、芸西村の未来を担う子どもたちのために、教育を、教育現場だけに委ねるのではなく、地域の特

色に合わせて、連携・協働しながら、村全体を巻き込んだ、言えば、よってたかっでの教育を目指していかなければならないと考えております。これが、コミュニティ・スクールの取り組みだと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
8 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

おはようございます。8 番仙頭です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきますが、本日は通常の6 倍の傍聴者の方がいらっしゃって少し緊張していますが、よろしく願いいたします。

新規就農事業について最初にお聞きします。まず最初に、国では新規就農者育成総合対策という名前になっていると思いますが、この事業の内容と現状を簡単に構いませんのでお答えください。また、育成する作物に規制があるのかどうかを教えてください。

次に、和食川は2 級河川で、県が管轄しているのは周知のことだと思います。しかし、県と村の線引きがはっきりと分かりません。葦の除去や環境整備に予算を出しているのは県ですが、管理道や増水した時のポンプ場、導流堤の管理をしているのは、当村の職員の方々です。線引きはどうしているのか、決まり事を定めたものはあるのかをお聞きします。また、ダムが完成し運用をされ始めたら、ダム・和食川・導流堤をどのように考えていくかとお聞きします。

次に、指名競争入札についてお聞きします。指名競争入札を行う場合、流れとして、資格審査、指名、入札、落札、契約が、一連の流れのようです。私がお聞きしたいのは、資格審査についてです。資格審査は指名業者の選定のことですが、当村で業者の選定を行う場合どのように行っているか、基準があるかをお聞きします。

次に、道家神楽についてお聞きします。平成 28 年の 12 月定例会で、同僚議員から道家神楽継承について一般質問がありました。当時、村長は継承できる方策を取り組みたいといった趣旨の答弁がありました。先月の高新一に民俗芸能継承支援拡充の見出しで、国・県指定以外にも補助という内容で掲載がありました。現在は、村の状況はどうなっているのか、今後どうしていくのかをお答えください。

○ 岡村 俊彰 議長
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

仙頭議員の新規就農事業についてのご質問に担当課としてお答えいたします。事業の内容は、とのご質問ですけれども、新規就農者育成総合対策につきまして説明させていただきます。

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営の発展のための機械・施設などの導入を地方と連携して支援するとともに、伴走機関等による研修向けの農場の整備、新規就農者への技術サポートなどの取り組みを支援するほか、研修資金、経営開始資金、雇用就農促進のための資金を交付するなどを目的に国が制定し、令和 4 年度から施行されております。

事業の内容は、経営発展支援のために機械などの導入支援のための経営発展支援事業。就農を目指す者へ研修を受けるための資金や、経営開始直後の就農者への資金を支援する就農準備資金・経営開始資金事業、雇用就農の促進のための雇用就農資金事業など、大きく 6 つのメニューとなっております。

要件につきましては、事業ごとに詳細に設定されております。村としても事業に取り組んでおりまして、令和 4 年度に就農した新規就農者に対し、経営開始資金事業や経営発展支援事業を活用し、支援を行っております。経営開始資金では、経営開始直後の不安定な経営を資金面で支えるため年間 150 万円を交付しております。さらに、経営発展支援によりトラクターなどの導入を支援しております。

育成する作物に規制があるかどうかというご質問ですけれども、先ほど説明しました、村が取り組んでおります経営開始資金及び経営発展支援事業につきましては、要件上、特に品目は定められておらず、新規就農者自らが作成し、認められている就農計画に沿った内容であれば、どの地域でも取り組むことが可能です。国の事業としましても、特に品目等は定めておりませんので、地域の計画に沿った認められた計画であれば、

品目等は特に関係ないと聞いております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

和食川のことにつきまして、土木環境課のほうからお答えいたします。和食川は2級河川になり県が管理をすることになりますが、堤防沿いや河口付近のかっぱ公園など一部の草刈りは、村や住民の方で行っております。

ご質問にありました、導流堤や堤防の損傷とか、あと河川内の土砂の堆積などの把握につきましては、地域住民や村職員が早い場合もありますので、速やかな通報を心掛けております。

ポンプ場につきましては、村の施設でありますので村管理ということでさせていただきます。

県のほうには、要望をしております、その要望に対する県の対応としまして、主に非出水期の11月頃から県の予算の範囲内において、施工が可能なものから対応をさせていただいております。県には、和食川のほかに、和食川の準用河川としまして谷内川や長谷川の管理を行っていただいております、それぞれの河川の要望に対しましても、ご対応いただいております。

今年、令和4年度には和食川の浚渫であるとか雑木の撤去、谷内川では河床のコンクリート底張りであるとか浚渫、長谷川では浚渫や雑木の撤去などをしていただいております。毎年、県のほうには、浚渫場所であるとか要望についても協議の場も設けていただいております。

次に、ダムと川と導流堤、一つのこととして考えているのかというご質問にお答えします。和食川の治水は、ダムから導流堤まで一体的に考える必要があると考えております。芸西村の課題には、利水と治水課題があり、利水課題につきましては、和食川を流れる水不足によりまして、水道水や農業用水が不足したりするものです。あと治水課題につきましては、導流堤の閉塞などによりまして住宅やハウスの浸水などが発生するものになります。

現在建設中の和食ダムには、大雨時に雨をためる治水機能と、和食川に水を流して用水不足を改善する利水機能がございます。川や導流堤には、村で降った雨を海に流す治水機能があります。それぞれの施設が機能するような管理をして、速やかな排水が行えるようにしなければならないと考えております。

○ 岡村 俊彰 議長
松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

仙頭議員の指名競争入札に関するご質問に担当課からのお答えをさせていただきます。

指名競争入札における業者の選定についてですが、請負対象額1000万円以上の工事及び200万円以上の設計、調査等の委託業務の指名業者の選定につきましては、芸西村建設工事等指名業者選定審査会における協議の上で決定をしております。また、その金額を下回る工事等につきましては、業務を発注する担当課において業者選定を行っております。

業者の選定にあたりましては、芸西村建設工事等指名業者選定審査会庶務要領におきまして、土木、建築等の業種別、発注標準額ごとに高知県で定めております指名業者選定基準に基づくランクの中から選定を行っております。

一般的に村内事業者で施行ができると見込まれる規模、内容の工事等につきましては、村内事業者を対象とすることで、村内事業者の育成にもつながるようにしております。

また、大規模な工事等につきましては、工事等の内容により会社の規模、施工実績、取扱高、審査項目の評価点などを参考に、指名願いの提出されている業者の中から業者を選定して、冒頭に申し上げました指名業者選定審査会において協議の上、最終の指名業者の決定を行っております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
池田企画振興課長。

○ 池田 加奈 企画振興課長

私の方から道家神楽について、経緯と現状を説明させていただきます。

道家神楽について、いくつかの資料によれば1968年、昭和43年の秋に奉納されて以来、約55年途絶えております。

平成4年3月には、神楽復活を目指して芸西村道家神楽伝承体験館を建設し、明治期の火災で焼失した面のほか、衣装や太鼓などの備品も新調しております。神楽を舞った経験者などに聞き取り調査を行い、準備を進めておりましたが、5年から10年に一度の神事であることなどから不明な点も多かったようです。部分的でなく全てを伝承したい、道家地区の氏子に限り伝承したいなどの地元の要望通りにはいかず、復活には至らなかったと聞いております。

平成18年度に再び復活を目指し、芸西村文化財保護審議委員、道家地区住民や出身者などからなる道家神楽保存会が発足し、道家地区住民だけでは復活が困難として、新聞2社に掲載をして村内外に舞手を募集しました。しかしながら、応募者はなく、その後も道家地区出身者の方を中心に個別に声かけや面談を行ったものの継承者の確保には至らず、進展していないのが現状でございます。

令和3年5月には、道家地区住民より、居住者が減少して神楽に関する用品を管理できないため、芸西村文化資料館で保管してほしいとの要望がありまして、面や衣装、太刀など各種備品を移管して保管しております。移管をした際には、展示をして多くの皆さんに観覧いただきました。今後も村の備品として管理し、展示などを行って活用していきたいと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

8番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきます。まず、新規就農者事業についてですが、質問させていただいたのは、私のほうに、稲作で新規就農ができないかという趣旨の相談をいただいたからです。当村の基幹産業であるなすやピーマンの新規就農者の方は、非常にいます。しかし、先ほど課長の答弁もいただきましたが、品目に制限はないようですが、稲作の新規就農者の方はおられません。

先の同僚議員の方の質問にもかぶりますけど、当村には、ふるさと納税の返礼品でブランド米があります。初年度は、60トン程度だったようですが、今では110トンほどだと聞いています。これは、耕作放棄地の削減にも一役を担っているというふうにも聞きました。稲作は、育成方法が確立された作物で、新規就農者の方にも比較的簡単に育成できる作物のようです。ブランド、ふるさと納税の返礼品として扱っている面から考えても、稲作でも新規就農者事業を活用できるPRをしていけばいいのではないかとこのように思います。そうすることにより、先ほどもありましたが、耕作放棄地の減少にもつながっていくと思いますが、村長のお考えをお聞かせください。

次に、指名競争入札についてお聞きします。昨年、県の事業で谷内川で、先ほどちらっとお話がありましたが、浚渫の工事が行われたんですけど、その工事の受注業者が工事看板も立てず工事を行い、ハウスの取水口を壊し、重機を鉄のキャタピラのまま村道を走らせ、村道を傷つけるということがありました。当村の担当課長が、農家さん、県、業者と対応していただき大きな問題にもならなかったようですが、その業者というのは村内業者です。その業者は、以前にも同様の問題で、同時の担当課長から指導を受けたと聞いています。今後、村民の信頼や財産を損なうような業者の選定を行っていただきたくないという思いで、この質問をさせていただきました。お答えに、金額や事業者のランク、選定基準の委員会などもあるようですが、今後このようなことがないような工事の発注や進行をしていただきたいと思います。

次に、道家神楽ですが、課長からも答弁をいただきましたが、私が持っている資料では、新聞の切り抜きの日が昭和63年9月27日の記事で、神楽が廃れて20年になると書かれているものがあります。その後、1992年1月4日に「道家神楽の火を消すな、24年ぶりに復活へ」の記事があり、平成4年お面の修復などがあり、平成18年に当時の小松議員からの井上村長への一般質問が行われ、今に続くようです。

一度途切れてから50年以上たっているので、継承が難しいのは分かります。継承と言いましたが、課長が初めにおっしゃられたのは、伝承であって、神楽全体を、から難しいということで一部を残していくという

意味合いで継承という言葉になったと、私は理解しているんですが、神楽の継承は、全部は無理でも残せるものは継承していくべきだと思います。5年前に比べて、今さらに難しくなっているのは分かります。道家神楽の名前だけ残す以外にも、神楽の次第や資料があるので、そういうものをもっと広く継承していける人に広めていくべきだと思います。

当村には、他にも文化事業として継承していかなくてはいけないものがあります。私は、それは波濤太鼓もその一つだと思っています。どちらも当村の貴重な文化財であり、文化であり、財産です。神楽の面は、今、歴史館のほうにあるようですが、波濤太鼓のほうも一緒にというたらちょっと無理かもしれませんが、近くで神楽も太鼓も継承していけるような文化サークルをつくり、引き継いでいってもらえるべきではないかと思いますが、村長のお考えをお聞きます。

○ 岡村 俊彰 議長
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

仙頭議員の再質問に、新規就農の事業のことについて、稲作でも新規就農の取り組みはできないかという再質問であったと思いますけれども、担当課よりお答えいたします。

新規就農の取り組みについてご質問のありました、新規就農の総合対策の事業の観点から説明させていただきますと、繰り返しになりますけれども、稲作での新規就農の事業の取り組みはできないかというところでいけば、特に品目の制限等はありません。

先ほど申しました、村の取り組みとしております経営開始資金の事業などはですね、特に、その主な要件としましては、独立自営就農時に49歳以下の者で、認定新規就農者であること。経営開始5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。人・農地プランなどに位置づけられていくことや、農地中間管理機構から農地を借りていることなど。あと原則、前年の世帯所得が600万以下であることなど、いくつか要件がありますけれども、そうした要件に合致すれば、特に稲作であろうが、どういった品目であろうが取り組むことはできます。重要なところでいきますと、その品目で農業だけで生計が成り立つ現実的な計画が成り立つかどうかであって、その計画が認定されれば特に問題はないと考えております。

先ほどの私の答弁では申し上げませんでしたけれども、研修の事業がありまして、研修の事業につきましても取り組んでおります。村の予算のほうからではなく、県の農業公社のほうからの事業になりますけれども、就農準備資金という事業を行っております。就農を目指す者への研修を支援する就農準備資金につきましても、国には特に作物の品目を限定しておりませんで、年間150万円を最長2年間交付することとなっております。

ただし、研修支援制度にしてはですね、県と共に村も以前から継ぎ足して支援しておりまして、産地提案書によって確保された農業研修生は、国の事業と合わせまして年間180万円を交付しております。この産地提案書は、産地が求める人材を明確にするためと、就農を目指す方に分かりやすく伝え、就農地として選んだが思いと違っていたなどのミスマッチを防ぐために考えられた募集方法で、産地提案書により就農を目指すことになれば、国の支援に加えて支援するものです。

村も、ナス・ピーマン・トルコギキョウ・ブルースター・ダリヤを産地が求める品目として定めて、担い手の募集をしております。

産地提案書につきましては、芸西村の農業の基本構想や地域の実情、生産組織の受け入れ態勢、指導するための技術的支援ができるかなどを検討し、関係機関と協議の上、村担い手育成総合支援協議会が作成しております。

産地提案書に定めていない品目に取り組む新規就農者を支援しないというものではありませんけれども、受け入れる地域と参入する新規就農者の双方の合意が図られた場合は、産地の維持、拡大を図るために、より手厚い支援を行っております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭議員からは、新規就農事業、和食川、指名競争入札、そして道家神楽についてご質問いただきました。現在の取り組み状況や認識等につきましては、担当課長のほうからそれぞれお答えさせていただいたとおりでございます。私のほうからは、課長答弁と重複する部分お許しをいただきまして、補足も含めて答弁をさせていただきます。

まず、育成する作物の品目について課長答弁ありましたが、本村は、その地域特性を生かしまして、古くから園芸栽培が盛んでございまして、促成栽培によって面積当たりに換算した場合での比較で、県下において2位を大きく引き離す高い生産所得を現在誇っております。社会情勢の変化に対応して、農家や農家組織が工夫をこらして努力をしてきた結果、品目が集約され現在の一大園芸産地としての地位が形成されていると理解をしております。

また、本村、平野部が大変少ないですが、古くから圃場整備に取り組んでおりまして、施設園芸を想定して20アールから30アールに区画整備を行いまして、少ない農地でも高い収益が得られるような農業をしております。

また、水稻の作付けも行われておりますけれども、米の販売単価が非常に低調でございまして、なかなか水稻農家として、広い面積が確保できないということに加えまして、資材や機械経費も高騰している現状では、なかなか採算が合いにくく、施設園芸に比べて積極的に取り組む方は少ないと聞いております。

農業者が不足している中、農業に参加してくる方は大いに歓迎をいたします。議会冒頭の施政方針でも申し上げましたように、財源確保の苦慮しております本村では、国・県などの事業を活用することで、より高い効果が得られる事業に絞って、財政運営を行っていかざるを得ません。そうしたことで、農業分野に限らず、どの分野におきましても、どれだけの支援をしていくか、選択と集中を行わなければ、その財源が生み出す効果が薄れてしまいますので、自ずと強みを生かす地域特性に支援が集中してしまう傾向となりますのは、ある意味仕方ない部分もございます。とは言え、議員がご提案いただいておりますような、農業分野全体として、水稻や路地作物の作付け等が増えることになりましたら、遊休農地の防止や解消、ひいては洪水対策にも十分につながる可能性もございます。

今後、村の方針や計画、取り組み等におきまして、振興する作物を協議する機会がありましたら、議員の提案などさまざまなご意見も踏まえまして、品目などの問題も含めて総合的に議論をさせていただきたいと思っております。

次、和食川につきましては、議員2問目は特にご発言がなかったですけれども、通告書を見ますと、質問の要旨ということで、一つのこととして考えているのかというような記入がございまして、せっかく登壇をしておりますので、簡単に触れさせていただきたいと思っております。近年の線状降水帯、ゲリラ豪雨などご承知のとおり、ますます激しさを増しております、なかなか対応が難しい問題となっております、和食川は特に短い河川ですので、短いがゆえに増水と渇水が急激に起こるという特性を持っておりますので、上流の和食ダムから和食川、河口部の導流堤に至るまで、速やかな流量管理が行えるような治水対策に取り組む必要がございます。

私も村長就任以来、和食ダムとか閉塞対策につきまして、関係機関に要望を重ねておりましたけれども、それぞれの機関に足を運びまして、ばらばらに行う要望が、どうしても単発的となりまして思うように進展をしないというような感じる時がございまして、令和元年8月に、それぞれの施設の管理者、管理関係者や農業関係者、具体的に言いますと高知県の河川課、安芸土木、和食ダム事務所、芸西村の施設関係者、それから安芸農業振興センター、農協、農業関係者等で組織する和食川導流堤に関する検討会というものを立ち上げました。

それで、村民会館のホールに、皆さま一同にお集まりをいただきまして、もう情報を共有したいんだというようなことで立ち上げました。そうしたことで、以前よりスピード感が出てきたというように個人的には感じておるところでございます。また、その時に同時に情報を共有することで、それぞれのお立場からどんどんと意見を言ってくださいということで、問題点を出し合いまして、その場で解決策を協議をしております。それが導流堤の東の一門での、試験的な排水、注人工事の発注につながってきたのではないかとというように私は受け止めております。

このように本村の懸案事項である治水・利水を考える上で、和食ダム、和食川、導流堤の役割が重要で、それを一体的に考えていくことが大変重要だと考えておりますので、そのようなことで関係機関と今後も協

議、連携を行ってまいります。

それから、指名競争入札についても、2問目はご質問という発言でなかったと思いますけれども、これも同じように若干答えさせていただきたいと思います。資格審査等につきましては、おおむね課長が答弁したとおりでございますが、議員ご指摘のように村発注の工事におきまして、住民への迷惑や道路、水路等を損傷させるようなことがあってはならないことですので、そのような事態が発生した場合には、遅滞なく指導しなければなりませんし、同じ事を繰り返すような場合には、さらに厳しく指導することも必要になると考えております。

一般的には、そういう業者は指名停止してはどうかという話にもなるかと思いますが、指名停止という処分に関しましては、村の指名停止措置要綱において措置要件がはっきりと定められております。その要件はさまざまでございますけれども、独占禁止法違反、建設業法違反といった明確な法令違反の場合や、安全管理上の問題による死亡者や負傷者の発生、あるいは過失による粗雑工事や契約違反など、極めて重大な事案が対象となりますので、その処分の決定にあたりましては、事案を精査して慎重に判断をしなければなりません。

そのため、工事の施工における周辺環境への配慮などにおきまして、改善が必要な場合には、日頃から口頭での注意や指導を行うことで、近隣住民への迷惑とならないよう改善に努めることが必要でありますし、請負業者にも、周辺や環境に配慮した施工を行う意識を持っていただくことが大切であると考えております。また、日頃から発注者と受注者の関係において、共通の意識を持って質の高い公共工事が行えるように理解を深めて連携していけるように今後も努力をしております。

最後に、道家神楽のご質問、今後についてのご質問ありました。歴史的な伝統文化は、幾世代にわたって、時がたつたとしても変わることなく、いつまでも継承されていくのが最も望ましい姿と考えておまして、平成28年の議会におきましても、そのような思いで答弁をさせていただいたと記憶をしております。

その後の経過については課長答弁にもありましたが、残念ながら継承者の確保には至っておりませんで、思うような進展は見られておりません。こうした文化、伝統の継承に関しましては、世代交代と高齢化が進む現状において、全国的にも後継者、継承者の確保が困難な事例が増えております。

道家神楽は、課長答弁にもありましたが、何とか継承したいという思いで方法を模索しておりますけれども、全国的な傾向と同様、高齢化等による当時を知る方、道家地区の住民の方々、出身者の方々も徐々に少なくなっており、現時点ではどうかと尋ねられますと、復活は大変困難な道のりと言わざるを得ません。

平成18年度に道家神楽保存会を中心に調査しました、祭りや神楽舞に関する資料、映像や備品を文化資料館で保管をしておりますので、今後は、継承問題については決して諦めることなく粘り強く継続しつつも、これらの貴重な資料を展示するなどさまざまな形で、歴史ある伝統文化を後世に大切に伝えていくという方法を考えてまいります。

波濤太鼓につきましては、平成23年度以降メンバーが減少して活動を休止し、その後団体は解散しております。備品の太鼓の多くはですね、自衛隊の高知駐屯地より借用の申し入れがございまして、平成29年度から書面を取り交わした上で、貸し付けをいたしております。現在、駐屯地のほうで、法被や多くの備品をそろえまして、土佐50連龍馬太鼓として、きれいに保管をされた上で活用をされておまして、その他の太鼓の備品は、村が保管をして、小学校の運動会などにも貸し出して活用をしております。

波濤太鼓も含めまして、本村に残る文化芸術に関する備品や資料につきましては、最適な状態で保存できるように努めてまいりたいと思います。活用につきましても、研究や活動をしたいご希望があれば、貸し出しなど柔軟に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

すみません、先ほど私のほうから説明させていただきました答弁の中で誤りがありましたので、ちょっと訂正させていただきます。

就農を目指す者への研修を支援する就農準備資金の事業のことにつきまして、取り組んでおるのが農業公社という説明をさせていただきましたけれども、正しくは農業会議となります。失礼しました。

○ 岡村 俊彰 議長
2 番堀川友久君。

○ 岡村 俊彰 議長
堀川君。ひょっと 11 時半放送が入ったら、途中でもかまんき、放送が入ったらちょっと止めてください。

○ 堀川 友久 議員
おはようございます。2 番堀川です。通告書に従いまして、一般質問します。
僕からはふるさと納税について、先の 12 月議会で制度全般について同議員から質問ありましたが、自分から制度の内容についてお聞きしたいと思います。
寄附金の使途については、ホームページを見る限りでは、国・県の事業に対する村の負担分をふるさと応援基金で賄っているように見えます。それもいいと思いますが、本来、村単独で寄附金の使い道は、ふるさととの未来のために、ふるさとの人が輝くために、ふるさとの人安心して暮らしていけるように、ふるさとを自然を守るために、その他、よりよいふるさとづくりに必要な事業、この 5 つの項目に対する事業を行うことがふるさと納税の目的ではないでしょうか。
そこで、この 5 つの項目に対する基金を使つての、目に見える形の村単独事業はどのようなものがあるかお聞きします。

○ 岡村 俊彰 議長
松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長
ふるさと納税に関する堀川議員のご質問に担当課からのお答えをさせていただきます。
ふるさと納税寄附金につきましては、金額、件数とも年々増加をしております。令和 3 年度の実績で、芸西村におきましても 20 億円余りの寄附を頂いております。多くの寄附を頂くことで、財政運営には余裕が生まれますし、返礼品の調達における地域経済への波及効果も期待されるところであります。そのため、各自治体が知恵を絞って寄附の獲得への取り組みを進めており、自治体間での競争も激しくなっております。
財政運営における、ふるさと納税寄附の取り扱いにつきましては、あくまでも寄附でございますので、毎年決まった額が見込めるわけではなく、予算担当課といたしましては、臨時的な収入という位置づけで考えております。
実際の予算措置におきましては、頂いた寄附金から返礼品や事務的な経費を差し引きしまして、残りをふるさと応援基金に積み立てを行い、その基金から繰入をすることで財源として活用しております。
令和 3 年度の主要な充当事業としましては、公営住宅建設事業、芸西米ブランド確立支援事業、レンタルハウス建設補助、乳幼児医療、障害者相談支援事業、ごめん・なはり線鉄道経営助成金、予防接種事業など多くの事業に、総額 3 億 5000 万円ほどを充当しております。
充当事業につきましては、補助事業の村負担分以外にも、純粋な一般財源で予算措置をする必要のある村単独事業にも数多く活用しております。
一方で、芸西村では、現在、検討を進めております教育施設の集約化という大規模事業が控えておりまして、事業に着手いたしますと事業費もかなりの高額になることが予想され、多額の自主財源が必要となることから、一定の金額につきましては、基金に積み立てを行い事業に備えているのも事実であります。
また、本年度から開始をいたしましたクラウドファンディング型ふるさと納税は、寄附者が応援したい事業を選んで寄附をすることができる、使い道を指定できる制度となっております。事業希望者から芸西村の活性化や地場産業の振興を目的とした事業を公募しまして、審査、採択を行い、ふるさと納税ポータルサイトで寄附を募ります。集まった寄附金は、寄附者の希望に沿って補助金として交付し、その計画を実現していくこととしております。
クラウドファンディング型ふるさと納税を推進し、村内で事業計画を実現することで、地域が抱える課題

の解決や、経済の活性化により人・もの・仕事の好循環を生み出すこと、また、寄附者とのつながりを持つことで芸西村のPRにもつながるものと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

2 番堀川友久君。

○ 堀川 友久 議員

2 番堀川です。再質疑します。寄附者は本来村に何らかの希望を抱いて納税していると思います。また、役場のほうでも、優秀な人材ばかりだと思いましたが、いろいろな課から人を出して、ふるさと応援基金をよりよく使えるプロジェクトチームみたいなものがあった方がいいのではないのでしょうか。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

堀川議員からは、ふるさと納税についてご質問をいただきました。制度創設以来、15 年を迎えますふるさと納税ですが、少しずつ形を変えながら運営、運用をされておまして、その現状と、本村における取り組み状況等について、担当課長から答弁をさせていただきました。おおむね内容的には、課長答弁のとおりでございますが、補足もありますので、私のほうからもご答弁させていただきます。

この制度は、自主財源に乏しく、また過疎債などの有利な起債が活用できない本村にとりまして、寄附額は大変重要な財源となっております。現在、多くのご寄附を頂いているところでありますので、村民の皆さまにも分かりやすい新たな事業展開を望むご意見があることも承知をしておまして、寄附の有効な活用については、今後もさらに検討を進めていく必要があると考えております。

寄附金は、最終的にふるさと応援基金に積み立てられますので、この基金の事業への使い道について寄附者の希望や意向を分析をして、それが反映された使い方となるように私のほうからもその都度指示を出しております。その上で、ふるさと納税の担当課と財政担当課において検討をしてきておりますけれども、議員ご指摘のように、その他の課も含めて連携を取って横断的に事業に取り組むことも大変重要だと感じております。

その中で気を付けなければならないことは、新規事業の検討にあたっては、新たに事業を始めますと、寄附が減少して継続的にその事業を実施することができなくなった場合においても、なかなか安易にその事業の財源がないからといって、中止をするだとか縮小するだとかいうことが、なかなか現実問題として難しいことが発生するということ。それから、単発のイベント的な事業につきましては、一時的な効果は見込めますものの、その一時的なものだけだということがありますから、財源の使い方として、そういった面も含めて有意義な使い方について協議をしていくことは大事なことだろうと考えております。

ふるさと納税を通じまして、芸西村を応援してくれる方に、村の魅力を広くPRをして、寄附を地域の活性化や人口減少対策、そして子育て世帯への支援などにつなげていくような事業に活用できれば、村民だけでなく、寄附者の方々にとりましても有効に活用されているとご評価をしていただけるものというように考えております。

それから、一方、クラウドファンディングのように用途を明確にして寄附を募る場合には、その用途に共感して、新たなご寄附につながっていくといった最近の全国的な動向もございますので、こちらのほうも地域振興につながるよう一層研究を重ねてまいります。

ふるさと納税につきましては、自治体間の競争も激化する中で、返礼品ばかりに目がいくような現状などを含めて、制度上の課題なども指摘をされております。今後、国において制度のあり方に関する議論なども活発化してくるとも想定されますので、今後も同制度を取り巻く環境や、寄附額の推移も注視をしてまいります。

また、ふるさと納税だけではなく、日頃からですね、行政運営上の懸案事項につきましては、週1回村長室で開催をしております課長会などでは、その都度私のほうから、そして課長級のそれぞれから意見を出し合ってもらいまして、それぞれの課題について検討をしておりますけれども、ふるさと納税につきましても、

今後の活用方法などについて、議員ご指摘のプロジェクトチームと言えるかどうかは分かりませんが、一部の担当のみに偏ることのないように庁内で連携を強化して進めていきたいと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[11:27 散会]